平成２３年（フ）第６号
岩手県宮古市鍬ヶ崎第７地割32番の４
破産者　株式会社浄土ヶ浜ターミナルビル
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第２１号
横浜市保土ケ谷区宮田町２丁目158番地12
破産者　有限会社新日本セキユリテイサービス
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２８号
神奈川県横須賀市佐原３丁目３番６号ＴＡＮＩビルⅡ２階
破産者　株式会社精電舎
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２４５号
金沢市泉本町２丁目95番地５
破産者　株式会社エム・オーシステム
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１６７号
愛知県一宮市北方町曽根字村東241番地
破産者　有限会社ワールドガーデン
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１０９号
三重県津市末広町５番36号
破産者　有限会社寝具インテリア森
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１０号
三重県津市中河原579番地６、前住所三重県津市海岸町18番12号
破産者　森　　正
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４０号
広島県福山市沼隈町大字常石2761番地１
破産者　有限会社茶木通商
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第８５号
長崎県南島原市口之津町丁3812番地１
破産者　株式会社いのうゑ建設
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
熊本市東区東京塚町５番71号
破産者　株式会社スペース・ワン九州
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７７号
東京都千代田区外神田４丁目８番３号
破産者　株式会社インカム・ジャパン
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１２号
静岡県掛川市家代の里３―16―16、住民票上の住所滋賀県東近江市五個荘石川町97番地、主たる営業所の所在地滋賀県彦根市宇尾町1366番地２
破産者　朋友こと　山中　厚志
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３２１号
さいたま市見沼区大字蓮沼566番地６
破産者　鎌谷　康司
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８４号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜295番地３
破産者　吉澤　　晟
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８５号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜295番地３
破産者　吉澤　照子
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４４号
埼玉県川口市桜町３丁目６番19号、前住所埼玉県志木市上宗岡２丁目21番９号
破産者　深山　泰興
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４９号
さいたま市見沼区大字東新井366番地２
ヴァルトＡ201、開始決定時の住所さいたま市岩槻区大字尾ケ崎1275番地２
破産者　廣田　　稔
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７０２号
埼玉県久喜市葛梅446番地28、旧住所埼玉県加須市土手１丁目12番３号206
破産者　香取　昭雄
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７０３号
埼玉県久喜市葛梅３丁目７番地13
破産者　香取ひとみ
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５６号
さいたま市岩槻区城南４丁目４番33号
破産者　木佐貫さなえ
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係